



支配株主を有する上場会社に関する情報開示について

株式会社東京証券取引所
2021年1月

- 少数株主利益への配慮を促すとともに、少数株主や投資者の予測可能性を高め、十分な情報に基づいた投資判断が可能となるよう、開示制度を整備

対象	開示項目
支配株主を有する上場会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 ● 親会社からの独立性確保に関する考え方及び施策等 ● 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針 ● 上記に関連した契約の内容
上場親会社	<ul style="list-style-type: none"> ● グループ経営に関する考え方及び方針 ● 上記を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策 ● 上記に関連した契約の内容

- 昨今、支配的な株主との間で取締役の選任等に関する合意をしていたことが支配的な株主との争いを契機に事後的に明らかになった事例や、グループ内でどのように事業機会や事業分野の調整・配分が行われるのかの実態が明らかでない事例が生じているところ
- ⇒ 実質的な支配力を持つ株主を有する場合を含めて、ガバナンスに関する合意や、利益相反やその監督・コントロールの考え方・方針、グループ内での事業分野や事業機会の調整・配分に関する考え方等について開示の充実を図る予定
(「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」中間整理)

支配株主を有する上場会社における開示例

- ✓ 親会社との取引内容について、取締役会において定期的に取り引実績を報告し妥当性を監視している旨を記載している事例

日新電機（6641 市場第一部）

当社と親会社の住友電気工業株式会社との主な取引としては、当社は同社に短期貸付金として資金の貸付を行っていると共に、当社は同社に受変電設備を、同社は当社に電力用ケーブルを、それぞれ販売しています。

親会社の住友電気工業株式会社との取引の条件について、一般的な市場での条件を勘案し親会社以外との取引条件と著しく相違しないように留意して、公正かつ適正に決定しており、当社の取締役会は、親会社との取引が適切な取引条件により行われ、当社や少数株主の利益を害することはないものと判断しています。**また、住友電気工業株式会社との取引内容について、当社の取締役会で承認した上、取締役会で定期的に取り引実績を報告する方針としており、当社や少数株主の利益を害することのないよう、取締役会でその妥当性を監視し利益相反状況を管理しています。**

当社は上場子会社としての実効的なガバナンス体制をより強固にするため、取締役会における独立社外役員の比率を3分の1に高めました。当社の経営方針や事業展開などに係る意思決定に当たっては、親会社から一定の独立性を確保し当社の取締役が独自の経営判断に基づき行っており、当社や少数株主の利益を害することはないと判断しています。

- ✓ 親会社との重要な取引については、取締役会の諮問機関として設置した独立性の高い委員会において審議する旨を記載している事例

大日本住友製薬（4506 市場第一部）

住友化学株式会社は当社の議決権の51.78%（2020年3月31日現在）を有する親会社です。

当社が親会社と取引を行う場合には、当社の企業価値の向上の観点からその公正性および合理性を確保するために、独立社外取締役が出席する取締役会において承認を得ることとするなど、取引の重要性に応じて適切に監督しています。また、当社の親会社またはその子会社（当社およびその子会社を除く。）（以下「親会社グループ」という。）との重要な取引等については、**取締役会の諮問機関として設置した、すべての独立社外取締役によって構成されるグループ会社間取引利益相反監督委員会において、少数株主の利益保護の観点から審議を行う**こととしています。

なお、当社は、親会社から土地を賃借し、また原料を購入するなどしていますが、これらの取引に際しては、**一般的な市場価格を参考に、双方協議の上合理的にその価格を決定しており、市場等の変動があった場合には価格を変更できる事項を含んだ契約を締結**しています。また、当社は親会社に短期貸付を行っていますが、これは、市場金利を勘案し合理的に利率を決定する等、当社の利益を害さないよう留意して取引条件を決定しています。

※東京証券取引所調べ（2021年1月22日時点で、直近に提出されている各社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書より抜粋）

- ✓ 親会社のグループ経営に関する考え方を記載するとともに、グループ内での事業のすみわけについて記載している事例

水道機工（6403 JASDAQスタンダード）【親会社：東レ】

当社の親会社は、東レ株式会社であり、当社議決権の51.1%（2020年3月31日現在）を所有しております。当社は、2004年9月に東レグループに属して以降、国内水処理事業の当社への移管・統合を通じ、同グループにおける唯一の「水処理総合エンジニアリング企業」として、中核的役割を担っております。

親会社は、グループ会社各社に向け企業理念並びにビジョンの共有と、グループにおける内部統制システムの構築等の助言・支援を適宜行うことで、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指すことを標ぼうしております。その上で、当社の独立性を尊重し、かつ一般株主の利益を毀損するような行為を行わず、上場子会社として維持する合理的理由および当社のガバナンス体制の実効性確保について、説明責任を果たしていく方針を示しております。

当社は、今後も親会社との協力関係を強化する方針であります。東レグループにおける唯一の「水処理総合エンジニアリング企業」であることから、東レグループ企業との事業の棲み分けがなされております。

また、親会社や東レグループ企業からの役員就任や出向者の受入れは、当社の経営体制ならびにガバナンスの強化や技術・製品情報の交換を目的としたものであり、当社の経営判断を妨げるものではないことから、上場企業としての独立性を保っております。

- ✓ 資本業務提携において、議決権保有比率を一定水準以下とすることなどを定めている旨を記載している事例

日本航空電子工業（6807 市場第一部）【親会社：日本電気】

日本電気株式会社との取引金額は僅少であり、かつ、取引の条件は、その都度交渉により決定され、他の取引先各社と同等であります。

また、当社は、少数株主の方々との間に利益相反が生じる恐れのない独立役員である社外取締役2名の監督、助言、独立社外監査役2名の監査を受けていること、支配株主との重要性の高い取引については、取締役会の付議事項とすることによって、少数株主の方々を利益を害するような取引を回避する体制としております。

さらに、日本電気株式会社による当社株式に対する公開買付けにあたり、両者間の覚書において、当社株式の上場を維持し、当社が上場会社として自主的な経営を行うこと、同社の当社に対する議決権保有比率を51%以下とすること、並びに当社が当社の少数株主の権利の行使について十分に配慮することなどについて、当社は同社と合意しており、その旨を2016年11月28日の当該公開買付けに関する当社の意見表明にあたり開示しております。

これらを通じて、当社は少数株主の方々を権利の保護に努めております。

※東京証券取引所調べ（2021年1月22日時点で、直前に提出されている各社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書より抜粋）

上場親会社における開示例

- ✓ 子会社との事業上の具体的なシナジーや子会社の上場を維持する合理性、独立社外取締役を中心とした委員会の活用等について記載している事例

東レ（3402 市場第一部）

（1）グループ経営に関する考え方および方針（共通）

A. 当社は、2社の国内上場子会社（蝶理株式会社および水道機工株式会社）を有しています。当社は、これらの上場子会社と、創業以来の経営思想・価値観である「企業理念（“わたしたちは新しい価値の創造を通じて社会へ貢献します”）」ならびに2050年に東レが目指すべき世界とそれに向けて取り組む課題を示した「東レグループ サステナビリティ・ビジョン」を共有し、かつ当該上場子会社の内部統制システムの構築等について、助言・支援を適宜行うことで、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指しています。

B. 当社は、当該上場子会社の独立性を尊重し、かつ一般株主利益を毀損するような行為を行わず、上場子会社として維持することの合理的理由および当該上場子会社のガバナンス体制の実効性の確保についての説明責任を果たしていきます。

（2）上場子会社を有する意義

A. 蝶理株式会社

①同社が強みを持つ繊維および化成品ビジネスや中国におけるプレゼンスの高さ（1961年 友好商社に指定）から、連携や協働による**シナジー効果が見込める**ほか、**製造業である当社と異なる資質を持つ人材**や機動力を活かして早期に新興国へ進出している**知見を製造業の事業展開のリソースとして活用すること**や、東レグループ外との取り組みにより結果として東レグループへの幅広いサプライチェーンの取り込みが可能で、そのために同社が**当社から独立性を保ちつつ、商社として重要な経営資源である優秀人材を広く獲得し、モチベーションを高めることが同社の企業価値向上につながり、当社グループ全体の競争優位性向上に寄与することから、同社の上場を維持する必要がある**と考えています。

②当社が2020年度よりグループとして推進する中期経営課題“プロジェクト AP-G 2022”（以下、「AP-G2022」）において、連結ROE目標は2019年度の約7%から最終年度の2022年度に約9%に向上する計画としていますが（2019年度・2022年度ともにIFRSベースでの概算）、**同社の財務計画はいずれも当社グループROEの向上に寄与するもの**と考えております。

※東京証券取引所調べ（2021年1月22日時点で、直近に提出されている各社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書より抜粋）

（続き）東レ（3402 市場第一部）

B. 水道機工株式会社

①同社は「総合水関連エンジニアリング事業」の中核と位置付け、AP-G2022で計画した代表的な**成長分野である当社の水処理膜事業との協業体制を強化**しています。同社が担う、水処理システム・プラント事業は専門性が高く、**専門性に長けた人材を広く獲得し、モチベーションを維持・向上させる必要があること、また事業の公共性が高く、事業運営に求められる高い透明性を公正に担保する必要があることから、同社の上場を維持する必要がある**と考えています。

②当社が2020年度よりグループとして推進するAP-G2022において、連結ROE目標は2019年度の約7%から最終年度の2022年度に約9%に向上する計画としていますが（2019年度・2022年度ともにIFRSベースでの概算）、**同社の財務計画はいずれも当社グループROEの向上に寄与する**ものと考えております。

（3）上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

A. 蝶理株式会社

①同社は、2020年3月25日に**任意の委員会であるガバナンス委員会を発足**させており、取締役の指名や報酬などに関わる取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任の強化を図り、一般株主の利益保護の観点から必要が生じた事項についても審議することとしています。

独立社外取締役を主軸とする同委員会に当社出身者を含めないことで、同社取締役の選解任権限の行使についての独立性が確保されています。

②当社は、同社の**独立社外取締役に対する選解任権限の行使に際して、一般株主の利益に十分に配慮しつつ、当社および同社の経営理念への共感、事業に関する理解をベースに、より幅広い視点から経営を監督し、その透明性・公正性を一層高めるとともに、中長期的視点で経営への適切な助言ができると考えられる者かどうか、議案ごとに適切に判断**することとしています。

③同社と当社との**取引は市場価格等を参考にしつつ協議を踏まえて決定**しております。

B. 水道機工株式会社

①当社は、同社の取締役候補者の選定に関する関与は、同社の企業価値向上にとって最適な人選が行われるよう、当社の有する知見やネットワークを活用する観点から、候補者選定に関して、合理的な範囲で連携して取り組んでおります。また、同社の経営の独立性を確保するため、その決定の権限は同社に留保されています。

②当社は、同社の**独立社外取締役に対する選解任権限の行使に際して、一般株主の利益に十分に配慮しつつ、当社および同社の経営理念への共感、事業に関する理解をベースに、より幅広い視点から経営を監督し、その透明性・公正性を一層高めるとともに、中長期的視点で経営への適切な助言ができると考えられる者かどうか、議案ごとに適切に判断**することとしています。

③同社と当社との**取引は市場価格等を参考にしつつ協議を踏まえて決定**しております。

- ✓ 子会社化時の覚書として、議決権保有比率に関する合意や自律的な運営を尊重すること等が定められている旨を記載している事例

日本電気（6701 市場第一部） ※抜粋

（上場子会社を有する意義および上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策）

なお、当社は、2017年1月に成立した当社による日本航空電子工業(株)の株式に対する公開買付けを行うにあたり、同社の**連結子会社化後の経営への関与に関する覚書を締結**しています。その概要は次のとおりです。

- ・当社の同社に対する**議決権保有比率を51%以下**とする。
- ・同社株式の**上場を維持し、同社が上場会社として自主的な経営を行う**。
- ・当社は同社の**少数株主の権利の行使について十分に配慮**する。

当社は、上場子会社の株式の保有方針を継続的に検討していきませんが、上記の上場子会社2社が、上記の前提条件を充たし、当社グループの企業価値の最大化に貢献すると判断できる限りにおいては保有を維持する方針です。なお、現時点においてその他の子会社が新規上場する計画はありません。

- ✓ 規程において、事前報告事項を明示的に記載している事例

帝人（3401 市場第一部） ※抜粋

(3) 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

当社と上場子会社の一般株主との間に利益相反リスクがあることを踏まえ、インフォコム株式会社は独立した意思決定を担保するため、以下の方策を通じ、実効的なガバナンス体制を構築しています。

①インフォコム株式会社の経営判断の最終意思決定機関は同社取締役会であり、上場会社のガバナンスの基本である「株主の平等性」は確保されています。当社は、原則としてインフォコム株式会社の**経営判断への直接的な関与は不可とすることを、当社規程で定めています**。一方、当社は開示義務等に対応するため、**当社の株主総会の議決権行使に関わるもの、当社の適時開示に影響を与えるもの、当社連結財務諸表に重要な影響を与えるものに限定して、インフォコム株式会社に事前報告を求めています**。

※東京証券取引所調べ（2021年1月22日時点で、直近に提出されている各社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書より抜粋）

(参考) 情報開示の枠組

【コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領 I 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針】※一部省略

支配株主を有する会社は、以下に掲げる者と取引を行う場合における、**少数株主保護の方策に関する指針を具体的に記載してください。**

- ① 親会社、② 支配株主（親会社を除く）、③ ②の近親者、
- ④ ②及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

※ **少数株主保護の方策に関する指針**については、**支配株主がその影響力を利用して、支配株主又は上記③④を利する取引を行うことにより**、会社ひいては少数株主を害することを防止することを目的とした、社内体制構築の方針、社内意思決定手続や外部機関の利用、契約の締結（例えば、取引条件は独立当事者間取引と同様にすることなどを約するもの）等について具体的に記載してください。

※ 指針において対象とする支配株主との取引等の水準については、基本的には支配株主との取引等の全てを念頭に置くことが望まれますが、各社の規模や体制によってはその影響度合いが異なることも想定されますので、少数株主に一定程度影響を及ぼしうる規模の支配株主との取引等に限定する趣旨から、各社にとって適切と判断する具体的な取引の水準を指針に反映することも考えられます。この場合には、当該水準を適切と判断した理由も併せて記載してください。

※ なお、記載された指針に定める方策の履行状況については、支配株主等に関する事項の開示(上場規程第411条、同施行規則第412条)の一部として、事業年度経過後3か月以内に開示することが求められますので注意してください。

【有価証券上場規程 4 1 1 条】

(支配株主等に関する事項の開示)

支配株主又は財務諸表等規則第 8 条第 1 7 項第 4 号に規定するその他の関係会社を有する上場会社は、**事業年度経過後 3 か月以内に、施行規則で定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。**

(略)

【有価証券上場規定施行規則 4 1 2 条】

(支配株主等に関する事項の開示の取扱い)

規程第 4 1 1 条第 1 項に規定する施行規則で定める支配株主等に関する事項とは、次の各号に定める事項をいう。

(1) 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券等が上場されている国内の金融商品取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国金融商品取引所等の商号又は名称

(2) 親会社等が複数ある場合は、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等（影響が同等であると認められるときは、そのすべての会社等）の商号又は名称及び当該会社等が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由（影響が同等であると認められるときは、その理由）

(3) 親会社等（中略）が規程第 4 1 1 条第 3 項の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合を除く。）には、同項の適用を当該取引所に認められた理由

(4) 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

(5) **支配株主等との取引に関する事項**（財務諸表等規則第 8 条の 1 0 若しくは連結財務諸表規則第 1 5 条の 4 の 2 の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、次の a から c までに掲げる者との取引に関する事項（上場外国会社にあつてはこれに相当する事項）をいう。）

a 親会社等

b 支配株主（親会社を除く。）及びその近親者

c 前 b に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

(6) 第 2 1 1 条第 4 項第 1 号又は第 2 2 6 条第 4 項第 1 号に規定する**指針**（規程第 4 1 9 条第 1 項の規定により**当該指針に変更があつた場合には、当該変更後の指針を含む。**）に定める**方策の履行状況**

【コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領 I 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情】 ※一部省略

・ **上場子会社を有する場合**においては、**グループ経営に関する考え方及び方針を記載するとともに、それらを踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策を記載してください。**なお、上場子会社との間で、**グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約（その他の名称で行われる合意を含む。）**を締結している場合は、その内容を併せて記載することが望まれます。

※ 上場子会社を複数有する場合においては、上場子会社を有する意義等を上場子会社ごとに記載してください。

※ 「上場子会社を有する意義」については、グループとしての企業価値の最大化の観点から踏まえて記載してください。

※ 「上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策」については、上場子会社におけるガバナンス体制の構築及び運用に対する親会社としての関与の方針並びに少数株主保護の観点から必要な上場子会社における独立性確保のための方策等を記載してください。

・ **親会社（非上場会社を含みます。）を有する場合**においては、**少数株主保護の観点から必要な当該親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等について記載してください。**また、**当該親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針や、それらに関連した契約を締結している場合はその内容を、併せて記載することが望まれます。**